

安全保障理事会決議 2155 (2014)

2014年5月27日、安全保障理事会第7182回会合にて採択、

安全保障理事会は、

安保理の従前の諸決議 1996 (2011)、2046 (2012)、2057 (2012)、2109 (2013) および 2132 (2013) を想起し、

南スーダン共和国の主権、独立、領土保全および国民の統一に対する安保理の強い公約を再確認し、そして不干渉、善隣および地域的協力の原則の重要性を想起し、

安保理決議 2086 (2013) を想起しまた当事国の同意、中立性および自衛並びに職務権限の防衛を除く外、武力の不行使を含む平和維持活動の基本的原則を再確認し、そして各平和維持活動の職務権限は、関係国の必要性および状況に対して限定的であることを認識し、

スーダン人民解放運動 (SPLM) 内の政治的紛争から生じた南スーダンにおける急速に悪化している政治的、安全上のまた人道的な危機および同国の政治的並びに軍事的指導者により引き起こされたその後の暴力に関して深刻な恐怖と懸念を表明し、

武装集団および国の治安部隊を含む、全ての当事者による、報告されたまた進行中の人権違反および侵害並びに裁判外の殺人、民族を対象を特定した暴力、性的およびジェンダーに基づく暴力、レイプ、子どもの勧誘と使用、強制失踪、恣意的な逮捕と勾留、一般住民の中に恐怖を広げることを目的とした暴力、学校や病院並びに国際連合平和維持要員に対する攻撃を含む、国際人道法違反並びにそのような侵害や違反を犯させる扇動を強く非難し、国際人道法の違反や人権の違反および侵害に責任を有する者は責任を問われなければならないことおよび南スーダン政府がその領域内やその管轄権の対象となる文民を、潜在的な人道に対する罪および戦争犯罪からを含んで、保護する主要な責任を負っていることを強調し、

人々の大規模な移送および深刻になっている人道危機に深い懸念を表明し、南スーダンの国民の苦

しみおよび住民の基本的必要性が満たされることを確保する必要性に対して紛争当事者の全てが負っている責任を強調し、住民に対する緊急且つ調整された支援を提供する努力に対し国際連合人道機関と協力機関を称賛し、紛争の全ての当事者に対し、国際法の関連規定および国際連合人道援助指導原則に従って、困っている全ての者に対する援助の要員、装備および物資の完全な、安全なまた妨害のないアクセス並びにとりわけ国内避難民と難民に対する、時宜を得た人道援助の提供を、許しまた促進することを求め、人道要員および施設に対するあらゆる攻撃を非難しそして人道要員に対する攻撃および文民の生存に絶対必要な物を文民から奪うことは、国際人道法違反に相当する可能性があることを想起し、

政治的対話と安全保障対話のためのフォーラムを設立することにおける、国際連合およびアフリカ連合により支援された、政府間開発機構（IGAD）の自発的活動を称賛し、そして全ての当事者がこの過程に参加しそして 2014 年 3 月 13 日に国家および政府の長の IGAD 総会が達した決定を尊重することを期待し、

IGAD が仲介した 2014 年 1 月 23 日の敵対行為の停止（CoH）および抑留者の地位協定、当事者間の原則宣言に関する合意、停戦監視および検証メカニズム（MVM）の設立並びに 5 月 9 日の「南スーダンにおける危機を解決するための合意」を歓迎し、その一方で和平努力を損なう全ての当事者によるくり返される CoH の違反を非難し、

身体的暴力の脅威の下、外国国民を含む、一般人を守るためにまた治安状況を安定させるために、国際連合南スーダン共和国使節団（UNMISS）平和維持要員および部隊並びに警察提供諸国により取られた行動に安保理の深い謝意を表明し、そして決議 2132（2013）の採択直後に部隊および警察の展開を促進するため直ちに反応した加盟国に対する謝意を更に表明し、

2014 年 2 月 21 日の UNMISS 中間人権報告書、および 2014 年 5 月 8 日の「南スーダン紛争：人権報告書」に興味を持って留意し、

2014 年 5 月 8 日の「南スーダン紛争：人権報告書」によれば、戦争犯罪および裁判外の殺人、レイプや他の性的暴力行為、強制失踪、および恣意的な逮捕や勾留を含む人道に対する罪が、南スーダンにおけるあらゆる紛争当事者により犯されてきたと信じる合理的な理由があることに深刻な懸念を表明し、

南スーダンにおける刑事責任の免除を終わらせそしてそのような犯罪の実行者を訴追する緊急且つ是非ともしなければならない必要性を強調し、

独立したまた公的な人権監視、調査および報告における重要な段階としてのアフリカ連合調査委員会の 2014 年 3 月 12 日の創立総会および活動の開始を歓迎し、

大規模な暴力を促進しそして紛争を悪化させることに著しい役割を果たす可能性を有する、ヘイト・スピーチを放送しそして特定の種族的集団に対する性的暴力を扇動するメッセージを伝えるためのラジオの使用を強く非難し、政府に対し、そのような行為を思いとどまらせるために適切な措置を講じることを求め、そして全ての当事者に対し、これらの行為を思いとどまりそして代わりに共同体内の平和と和解を促進することに貢献することを更に促し、

決議 1325 (2000) の完全実施に対して存続している障害は、女性の地位と能力の向上、参加および人権に対して捧げられた公約を通して、また意思決定のあらゆるレベルにおける女性の関与を築くための一致した指導力、終始一貫した情報と行動、および支援を通してのみ取り除かれることを強調し、

UNMISS の移動と活動に置かれている存続している制限に深い懸念を表明し、SPLA による国際連合ヘリコプターの 2012 年 12 月の墜落、国際連合輸送団に対する 2013 年 4 月の攻撃、アコボの UNMISS キャンプに対する 2013 年 12 月の攻撃そしてボアの UNMISS キャンプに対する 2014 年の攻撃を含む、国際連合要員および施設に対する政府および反政府軍並びに他の集団による攻撃を強く非難し、そして南スーダン政府に対し、迅速且つ徹底したやり方でこれらの攻撃の調査を完了しそして責任を有する者の責任を問うことを求め、

石油施設、石油会社およびその従業員に対して為された脅威に関して深刻な懸念を表明し、そして全ての当事者に対し、経済的な社会基盤の安全を確保することを促し、

安保理決議 2117 (2013) を想起しそして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用から生じる南スーダンにおける平和と安全に対する脅威に深刻な懸念を表明し、

2014年2月にジョングレイ州における国際連合地雷対策サービス部（UNMAS）による、クラスター弾の無差別使用に関する報告書に深刻な懸念をもって留意し、そして全ての当事者に対し、将来において同様のそのような使用を慎むことを促し、

MVMの開発に対するIGADの自発的活動を歓迎し、2014年1月23日の敵対行為の停止合意に一致した、武装集団およびいずれかの側により招請された同盟軍の再展開および／または積極的な撤退を求め、そして紛争のなんらかの地域化から生じ得る重大な結果について警告し、

武力紛争下の文民の保護に関する安保理諸決議1265（1999）、1296（2000）、1674（2006）、1738（2006）、および1894（2009）、そして人道および国際連合要員の保護に関する1502（2003）、子どもと武力紛争に関する諸決議1612（2005）、1882（2009）、1998（2011）、2068（2012）および2143（2014）、また女性、平和および安全保障に関する諸決議1325（2000）、1820（2008）、1888（2009）、1889（2009）、1960（2010）、2106（2013）、2122（2013）、ジェノサイドの予防と闘いに関する決議2150（2014）そして治安部門改革に関する決議2151（2014）を再確認し、

2014年3月6日の事務総長報告書（S/2014/158）およびそこに含まれた勧告に留意し、

南スーダンにおける事態が、同地域の国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定して、

国際連合憲章の第7章にもとづいて行動して、

1. 2014年1月23日に南スーダン共和国およびSPLM/A（反体制派）により受諾され且つ署名されたCoH合意を是認し、南スーダン共和国およびSPLM/A（反体制派）により2014年5月9日に署名された南スーダンにおける危機を解決するための合意を更に是認し、両当事者によるこれら合意の直ぐのまた完全な履行を求め、そしてこれらの合意の履行を妨げるものを含む、南スーダンの平和、安定および安全を損なう行動をとるものに対してあらゆる適切な措置を審議する安保理の用意があることを表明する。

2. 全ての当事者に対し、永続的な平和、和解および良い統治の確立を求める、若者、女性、多様

な地域共同体、信仰集団、市民社会および以前勾留された SPLM の指導者の完全且つ効果的な参加を通じた、公開のまた完全に包括的な国民対話に従事することを促し、当事者間の和平合意に達する IGAD および国際連合の取組を奨励し、そして彼らに対し、子どもの保護規定が全ての和平交渉と和平合意に統合されることを確保することを更に促す。

3. 2014 年 11 月 30 日まで UNMISS の職務権限を延長することを決定し、そして UNMISS が、第 8 項に規定された承認された部隊上限 12,500 名の範囲内で、第 4 項(d)に規定された IGAD の MVM を保護し、並びに第 5 項に従って、以下の第 4 項(a)、4 項(b)および 4 項(c)に規定された使節団の全体的な職務権限を履行する追加の責任を伴った、特に三つの大隊で構成される部門を含むものとするを更に決定する。

4. UNMISS の職務権限は以下とすることを決定し、そして UNMISS に対し、以下の任務を遂行するために必要なあらゆる措置を用いる権限を与える。

(a) 文民の保護

(i) 身体的暴力の原因にかかわらず、その能力と展開の範囲内で、使節団の子ども保護アドバイザーや女性保護アドバイザーの継続的な使用を通して、女性と子どものための具体的な保護を用いて、そのような暴力の脅威の下にある文民を保護すること。

(ii) 特に、先を見越した展開、保護場所や難民キャンプの者を含む、退去させられた文民にとりわけ注意を払った積極的な巡視、人道要員および人権擁護者、そして適切な場合には、学校、礼拝の場所、病院、および石油施設を含む、紛争の危険の高い地区における一般住民とのまた密接な人道、人権および開発機構との定期的な交流を通して、一般住民に対する脅威と攻撃の特定を通して、とりわけ南スーダン共和国政府がそのような安全保障を提供できないかまたは失敗した時、外国国民を含む、文民に対する暴力をやめさせること。

(iii) 情報収集、監視、検証、早期警戒および宣伝に対する調整された対処方法を含む、施設団全体の早期警戒戦略および国際連合要員並びに施設に対する更なる攻撃の可能性に対して準備する対応制度を含む、対応制度を実施すること。

(iv) UNMISS 文民保護場所の範囲内およびその公共の安全と防護を維持すること。

(v) 長期間の国家構築活動の必要不可欠な部分として紛争の危険が高い地区における地域共同体間の和解を促進することを含む、特に女性と子どもに関する使節団の保護戦略の支援において、周旋、信頼構築、および便利化を遂行すること。

(vi) 国際連合人権デュー・ディリジェンス政策 (HRDPP) と一致しまたそれに厳格に従っている場合、文民の保護を強化するため、関連するまた保護に対象を特定した任務における警察の業務の監視、それによる国際的な人権基準の維持の確保およびそれとの具体的な活動の調整を通して、国内避難民 (IDPs) および難民の最終的な安全と自発的帰還のための安全な環境を促進すること。

(b) 人権の監視および調査

(i) 人権の侵害および違反並びに戦争犯罪または人道に対する罪に相当する可能性のあるものを含む、国際人道法の違反について公然と且つ定期的に監視し、調査し、検証しそして報告すること。

(ii) 紛争関連性的暴力に関する監視、分析および報告措置の履行を加速することによりまた子どもに対する重大な侵害を監視しそして報告する制度を強化することにより、武力紛争におけるあらゆる形態の性的およびジェンダーに基づく暴力を含む、子どもと女性に対して犯された侵害および虐待について明確に且つ公然と監視し、調査し、検証しそして報告すること。

(iii) アフリカ連合南スーダン調査委員会と調整し、そして、適切な場合には、技術的支援を提供すること。

(c) 人道援助の提供のための条件の創設

(i) 関連する国際法の規定および人道援助の国際連合指導原則に従って、南スーダンにおいて困っている全ての者に対する援助の要員の完全な、安全なまた妨害のないアクセス並びにとりわけ国内避難民と難民に対する、時宜を得た人道援助の提供を、許すために、必要な治安条件を確立することを助けることによりそしてその周旋、信頼醸成および便利化を遂行することにより人道援助の提供のための条件の創設に寄与すること。

(ii) 適切な場合には、国際連合および関連要員の移動の安全と自由を確保すること、および負託された任務の実施のために必要な設備および装備の安全を確保すること。

(d) 敵対行為の停止合意の履行を支援すること

(i) 合同技術委員会 (JTC)、MVM および適切な場合には、監視検証チーム (MVTs) と適切な調整を確保すること。

(ii) 国家および政府の長の IGAD 総会の 1 月 31 日と 3 月 13 日の会合の決定に従って設立された IGAD の MVM に移動のおよび専用の固定サイト・セキュリティーを提供すること。

(iii) CoH の範囲内で詳述されたような MVM の活動に支援を提供すること。

5. 第 4 項(a)に述べられたような文民の保護は、同使節団内の利用可能な能力と資源の使用についての決定において優先権が与えられなければならないことを強調する。

6. 事務総長に対し、彼の特別代表を通して、統合された UNMISS の作戦を指導し、南スーダン共和国における国際連合制度の全ての活動を調整しそして南スーダン共和国における平和を達成する一貫した国際的対処方法を支援し続けることを要請する。

7. 本決議の第4項で定義されたようなその再構築された職務権限を支援するため UNMISS の全体的な部隊水準を増強するという 2014 年 3 月 6 日の事務総長報告書において彼により為された勧告を是認する。

8. UNMISS が、あらゆる階級の上限 12,500 名の部隊の軍事部門および適切に編成された警察官部隊を含む、上限 1,323 名の警察部門で構成されること、および文民部門が、第4項に示された任務に従って縮小されることを決定し、事務総長が、部隊の発生、UNMISS 部隊の再構築、兵站的支援および支援に関する詳細な状況を、彼の定期報告書の一部として、提供することを要請し、そして事務総長に対し、現場での必要性を再検討し、そして部隊の作戦の最新のものにされた評価、展開および将来の要求を、本決議の後 120 日で提供することを要請する。

9. UNMISS に対し、第4項に示された任務に関する進展を達成するためその軍事、警察および文民部門を通して、その活動を集中しそして合理化することを要請し、特定の使節団の任務はそれ故終わることを認識し、そしてこれに関連して、事務総長が 2014 年に完全な要員の再検討を行いそして UNMISS に関する次の定期報告書に詳細を含めることを要請する。

10. UNMISS 部門の要求およびその構成を積極的な再検討の下に置き続け、そして当事者間の信頼に足る和平合意の履行における適切な段階で、この職務権限を再検討しそして必要な調整を行うという安保理の意図を表明する。

11. 事務総長に、第8項に従って、部隊と資産の発生を促進し、そして必要に応じて、決議 2132 (2013) の下で既に権限を与えられた使節団間の協力を停止するため、必要な措置を取る権限を与える。

12. UNMISS に対し、紛争の危険が高い地区、その早期警戒戦略により指導されたようなものを含む、IDPs が多く集中しているところおよび住民の移動の主要経路におけるその存在と積極的な巡視

を増やすこと、またその部隊が文民の保護のため最も良く置かれることを確保するためその地理的見解の定期的な再検討を実行することを要請し、そして事務総長に対し、彼の定期報告書の一部としてこれらの再検討に関する最新情報を提供することを要請する。

13. UNMISS が、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策を完全に遵守することそしてこれに関連して使節団の進展について安保理に十分に知らせ続けることを更に要請し、また部隊提供諸国に対し、展開前の啓発訓練を含む適切な予防行動をとることそして自らの要員がそのような行為に関与した場合には完全な説明責任を確保することを促す。

14. UNMISS に対し、HRDDP を十分に実施することを奨励しそして事務総長に対し、安保理への彼の報告書に政策の実施において為された進展を含めることを要請する。

15. UNMISS 要員および国際連合施設に対して行われた、部隊の地位協定の違反を含む、攻撃および脅威を最も強い文言で非難し、そのような攻撃は戦争犯罪を構成する可能性があることを強調し、全ての当事者が、国際連合施設の不可侵権を尊重しそして国際連合施設に集められた者に対するいかなる暴力も直ちに止めそして自制することを要求し、そして UNMISS の職務権限を履行するその能力を損なう取組および国際連合要員に対する攻撃は、許されないことを強調する。

16. 南スーダン共和国政府および全ての関連する当事者が、UNMISS の展開、活動および監視、検証および報告任務と、とりわけ南スーダン共和国の領域全体の、国際連合および関連要員の安全且つ妨害のない移動の自由を保証することにより、十分に協力することを要求し、そして南スーダン政府に対し、文民集結地の保護を去るものまた入るものを含む、IDPs のための移動の自由を確保し、そして文民集結地の保護のための土地の割り当てにより UNMISS を支援し続けることを更に求める。

17. 全ての当事者が、国際法の関連規定および国際連合人道援助指導原則に従って、困っている全ての者に対する援助の要員、装備および物資の完全な、安全なまた妨害のないアクセス並びにとりわけ国内避難民と難民に対する、時宜を得た人道援助の提供を、許すことを要求しそして IDPs または難民の帰還は、尊厳および安全な状態で自発的且つ通知された基準に基づいて遂行されなければならないことを強調する。

18. 全ての当事者が、あらゆる形態の暴力、人権侵害や虐待、ジェンダーに基づく暴力、レイプおよび性的暴力の他の形態、並びに子どもたちの勧誘や使用、殺害や傷害、拉致および学校や病院に対する攻撃のような適用可能な国際法に違反した子どもに対する侵害や虐待を直ちに止めることを更に要求し、政府に対し、2012年3月12日に署名された子どもの勧誘を終わらせそして予防する行動計画を完全に且つ即座に実施することを強く促し反体制派部隊に対し、2014年5月10日に署名された子どもに対する深刻な暴力を終わらせるというその約束を完全に且つ即座に実施することを更に強く促し、そして決議1960および2106に従って性的暴力と闘う具体的且つ期限を限った約束を求める。

19. 南スーダン政府に対し、国際基準に一致して人権侵害および虐待の申立の調査を完了するため速やかにまたわかりやすく前進すること、人権侵害および虐待並びに国際人道法違反に責任を有する全ての者の責任を問うこと、そして性的暴力の全ての被害者が法の下での平等な保護と司法への平等な利用権を確保すること、またこれらの過程において女性と女兒の権利に対する平等な尊重を保護することを求める。

20. 合意の実施におけるまた紛争の予防と解決並びにより広い平和構築におけるあらゆる水準において女性の完全且つ効果的な参加の重要性を強調し、全ての当事者に対し、全ての紛争解決および平和構築努力において、女性の市民社会組織への支援並びに和平交渉にジェンダーの専門知識を統合することを通して、女性の完全且つ効果的な代表と指導力を確保するための措置を講じることを求め、また部隊および警察提供諸国に対し、派遣団の軍事、警察および文民部門に女性の展開を増加するための措置を講じることを奨励し、そして安全保障理事会により負託された全ての派遣団における適切なジェンダーの専門知識と訓練の重要性を再確認する。

21. 石油施設、石油会社およびその従業員に対する攻撃並びにこれらの施設の周辺での継続した戦闘を非難し、そして全ての当事者に対し、経済的社会基盤の安全を確保することを促す。

22. 事務総長が、決議の採択後60日毎にUNMISSの職務権限の実施について安全保障理事会に報告することを要請する。

23. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。